

平成28年（ワ）第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 谷口 稜暉 外117名

被告 国

平成29年（ワ）第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 合澤憲一郎 外92名

被告 国

安保法制違憲国賠長崎訴訟の原告立証計画

2019年（令和元年）9月30日

長崎地方裁判所民事部合議 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 良 尚

弁護士 福 崎 博 孝

弁護士 川 島 陽 介



1. はじめに（安保法制違憲訴訟の全国情勢）

2016年（平成28年）4月26日に東京地裁と福島地裁いわき支部で訴え提起された安保法制違憲訴訟は、その後も全国各地で訴訟提起が続き、2018年（平成30年）8月2日に名古屋地裁で提訴されたことによって、合計22地裁・25裁判事件が全国の裁判所に係属することになりました。この間、証人尋問も原告本人尋問も採用することなく却下し原告らに敗訴判決を下した札幌地判平成31年4月22日判決という特異で無責任な裁判もありましたが（現在札幌

高裁に控訴されて訴訟係属中)、その他の裁判所では、原告らがその主張を展開して口頭弁論を重ね、本件長崎国賠訴訟と同様に、その多くの裁判所において立証の段階に入りつつあります。これまで原告本人尋問はもちろんのこと、証人尋問を実施した裁判所もみられ、また、証人尋問を採用して近く当該証人尋問が行われる裁判所も存在します(なお、被告国は、本件長崎国賠訴訟におけると同様に、全国全ての裁判所において、憲法9条・立憲主義等の憲法論争を避けています。)

(1) その中でも群馬国賠訴訟(前橋地裁)では、2019年(平成31年)3月27日、証人宮崎礼壹元内閣法制局長官(甲B75)、同半田滋東京新聞論説委員(甲B78)、同志田陽子武蔵野美術大学教授(憲法学者)(甲B80)の証人尋問が採用され、同6月13日その尋問を行い、同年9月には原告本人尋問が実施される予定になっています(その後来年春ころには判決ということになりそうです)。

(2) また、神奈川国賠訴訟(横浜地裁)では、2019年4月25日、証人尋問及び原告本人尋問が採用され、申請された証人6名(青井未帆氏、飯島滋明氏、半田滋氏、前田哲男氏、宮崎礼壹氏、今井高樹氏)のうち4名が採用されることとなり、先の宮崎礼壹元内閣法制局長官、憲法学者青井未帆学習院大学教授、半田滋東京新聞論説員、今井高樹国際ボランティアセンター代表の証人尋問が同年10月末に実施されることとなりました(なお、ほかの2名〔飯島滋明氏、前田哲男氏〕については、本件長崎国賠訴訟で証人として申請する予定です)。

(3) さらに、女性の会国賠訴訟(女性だけの原告と女性だけの代理人で遂行している国賠訴訟。東京地裁)では、同年7月12日の期日において、証人申請していた証人2名(清末愛砂室蘭工業大学准教授、現内閣法制局長官横畠祐介氏)のうち1名(清水准教授)の採用が決定し(残りの1名については留保)、また、原告本人尋問についても原告13名の尋問が採用されて、今年12月と来年1月に実施されることとなりました。

(4) 東京国賠訴訟は、8名の証人尋問(宮崎礼壹、福山哲郎、半田滋、前田哲男、

半藤一利、青井未帆、濱田邦夫、西谷文和)と7名の原告本人尋問を申請し、2018年1月及び5月に原告本人尋問が実施されましたが、その後裁判官の交代を重ねて、結果的に証人尋問は行わない旨の却下決定が同年7月になされており(その後原告らは裁判官忌避の申立て、即時抗告、特別抗告を試みましたが、同年12月に却下決定が確定し、その結論は変わりませんでした。)、2019年7月25日に結審し、同年11月7日に判決が言い渡される予定です。

東京差止訴訟でも、上記国賠訴訟と同様に、8名の証人尋問(宮崎礼壹氏、福山哲郎氏、半田滋氏、前田哲男氏、半藤一利氏、青井未帆氏、今井高樹氏、小林武氏)と7名の原告本人尋問が申請されて、2018年10月及び12月に7名の原告本人尋問が実施されましたが、裁判所は、2019年3月25日、8名の証人尋問を採用しない旨の決定をしています。次回期日の10月30日に最終準備書面を陳述し弁論を終結することになりそうです。

- (5) そのほかの主な地裁の審理の進捗状況はといえば、①福岡国賠訴訟では9月中に原告が立証計画を提出する予定、②高知国賠訴訟では原告本人尋問と証人尋問を申請し9月下旬に進行協議をする予定、③沖縄国賠訴訟では憲法学者の証人申請の採否は留保し、9月24日に9名の原告本人尋問が行われる予定、④釧路国賠訴訟では次回期日までに立証計画を提出し、次々回期日に証人尋問・原告本人尋問申請書の提出予定、⑤さいたま国賠訴訟でも9月下旬の期日までに立証計画を明らかにし、12月の期日において人証の採否とその後の予定を決める予定(なお裁判所は、人証調べ期日として2期日を考えているとの意向を明らかにしているとのこと)、⑥大分国賠訴訟では裁判所が次回期日までに争点整理案を明らかにし、双方の意見を聴いたうえで人証の採否を決定する予定等となっています。

2. 証人尋問について

- (1) 上記のとおり、東京国賠訴訟、東京差止訴訟、札幌国賠・差止訴訟では証人

尋問の申請を却下しています（ただし、東京国賠訴訟、同差止訴訟では原告本人尋問は実施しています。）。しかし、群馬国賠訴訟（前橋地裁）では、宮崎礼壹氏、半田滋氏、志田陽子氏が採用されて6月13日に証人尋問が実施されました。また、神奈川国賠訴訟（横浜地裁）でも6名の専門家証人（青井未帆氏、飯島滋明氏、半田滋氏、前田哲男氏、宮崎礼壹氏、今井高樹氏）を申請し、そのうちの4名（宮崎礼壹氏、青井未帆氏、半田滋氏、今井高樹氏）が採用されています。証人と採用された宮崎礼壹氏と半田滋氏については、群馬国賠訴訟（前橋地裁）において証人尋問が実施され、その証人調書が書証として提出されたにもかかわらず、民事訴訟における直接主義が重視されて証人としての採用に至っています。

(2) 以上のような全国各地の訴訟進行状況（特に、証人尋問の採用状況）において、長崎国賠訴訟において原告らは、下記の理由によって、以下の4名を専門家証人として申請する予定です（なお、正式な証人尋問申請書は次々回期日までに提出いたします。）。

① 朝長万左男氏

朝長万左男氏の供述内容については甲B73号証の「(新安保法制違憲訴訟について)意見書」のとおりであり、その概要については第9回口頭弁論要旨（代理人太田久美子）にまとめています。これを一読すれば明らかなおおりに、同氏は、自らが原爆被爆者であると同時に、著名な原爆症の医学研究者であって、しかも、核廃絶運動の先頭に立つ者でもあります。その経験と研究から発せられる証言は唯一無二のものとなることが明白であり、法廷で裁判官が直接聴取してその判断の糧とすべき極めて重要な証拠となります。

一見して明白に憲法9条に違反する新安保法制が、わが国と米国等との軍・軍連携を強めて戦争に巻き込まれ、果てには原子力爆弾が使用されることによって苦しむ人たちが生まれる可能性のあること、そもそも過去にその辛苦の深い苦しみを味あわされてきた長崎・広島¹の被爆者たちの安保法制に

対する憤り、悲しみ等を知るうえでは同氏の法廷での証言が必要不可欠ということができます。

② 宮崎礼壹氏

宮崎礼壹氏の供述内容は、甲B72号証の陳述書及びそれを前提に前橋地裁で証言した同氏の証人調書(甲B75号証)のとおりであります。そして、同氏の証言や供述が同氏の経歴やその間の経験に裏付けられており、その考え方の評価や信用性が極めて高いことは、甲B76号証の詳細な履歴・職歴・業務歴を見れば一目瞭然であり、裁判所が直接一見し一聴するに値する極めて高い証言価値が認められます。そしてそのことは、元最高裁判事濱田邦夫氏の考えともほぼ同様であること(濱田氏の意見書〔甲B77号証〕)からも裏付けられるところです。

同氏は、前橋地裁で証言しており、さらに近々、横浜地裁でも証言する予定でもあります。また、原告らはその証言供述を、証拠(甲B75号証)を提出していますが、同氏の供述する内容は、書証の文字から受ける感銘以上のものが、法廷で直接その証言を聴取することによって体感・体得できるはずで、本件訴訟においても、横浜地裁と同様に、長崎地裁の法廷での証言が絶対に欠かせないものと思料いたします(前述のとおり、横浜地裁は、同証人について前橋地裁で証人尋問しているにもかかわらず、その法廷での証人尋問を採用しています。)

③ 前田哲男氏

前田哲男氏の供述内容は甲B74号証の陳述書のとおりであり、その概要については第9回口頭弁論要旨(代理人有馬理)にまとめています(また、甲B81の「自衛隊の変貌と平和憲法—脱専守防衛化の実態」にも論稿が掲載されています。)。同氏は、長崎出身(元NBC長崎放送記者)のフリーランスのジャーナリストであり、大学での教鞭をとることもあります。同氏は、上記陳述書において、新安保法制により自衛隊の任務・武器使用権限等が変

更されたこと、それに伴う新しい防衛計画・防衛大綱・防衛予算によって、わが国の専守防衛は放棄され、自衛隊と米軍等との間の軍・軍連携により従来の防衛政策から逸脱し、日本国民を戦禍に誘導する極めて危険な選択であることを論証しています。同様の証言は、東京新聞論説委員である半田滋氏が「国際情勢の中での安保法制の危険性と自衛隊の変貌」と題する陳述書（甲B79号証）を提出して、それを前提とする法廷での証言を前橋地裁で行っています（甲B78号証）。

以上からも明らかなおり、一見して明白に憲法9条に違反する新安保法制は、過去に戦禍を経験した被爆者などの戦争経験者のみならず、将来の日本国民を悲惨な戦禍に誘導する可能性が日に日に高くなっており、そのことは、憲法9条論のみならず平和的生存権論・人格権論等にも影響を及ぼすこととなるわけですから、同氏の法廷での証言は必要不可欠というべきです。

④ 飯島滋明氏

飯島滋明氏の供述内容は甲B40号証の意見書のおりであり、その概要については第5回口頭弁論要旨（代理人有馬理）にまとめています（また、甲B81の「自衛隊の変貌と平和憲法一脱専守防衛化の実態」にも論稿が掲載されています。）。同氏は、名古屋学院大学で教鞭をとる憲法学者（憲法学と平和学を専攻）であり、同意見書では、日本国憲法の平和主義の意義につき歴史的事実を踏まえそれを解明した上で、新安保法制法の法的構造を分析して憲法適合性を検討し、その結果として、「新安保法制法は一見きわめて明白に違憲であり、国民の利益ないし権利を侵害するものであること」、「政府がその正当性の根拠として用いてきた論理はいずれも破綻していること」、「立憲主義の危機に際して、司法府は人権擁護、憲法擁護の担い手としての役割を果たすべきであること」を明らかにしています。

上記のおり、全国の安保法制違憲訴訟においては、前橋地裁、横浜地裁、東京地裁（女の会訴訟）と憲法学者が証人として採用されています。憲法判

断は裁判所の職責ではあるものの、その憲法論争の詳細について、それを専門とする憲法学者を法廷で尋問することは当然のことであり、裁判所の判断の糧となることも明らかとすることができます。

3. 原告本人尋問について

(1) 上記のとおり、東京国賠訴訟では7名の原告本人尋問がなされ、また、東京差止訴訟においても7名の原告本人尋問が実施されています。また、群馬国賠訴訟（前橋地裁）においても、証人尋問が先行したものの、本年9月には原告本人尋問が予定されています。さらに、神奈川国賠訴訟、女性の会国賠訴訟（東京地裁）では証人尋問と原告本人尋問が同時採用されてその尋問が行われる予定になっています。ほかにも多くの地裁において原告本人尋問が採用される予定となっているようです。

なお、札幌国賠訴訟では、原告本人尋問さえも採用せずに敗訴判決を下しましたが、これは例外中の例外であり、極めて特異な裁判官の暴走による国家的付度判決であるといえます。

以上のとおりの状況からすれば、本件事件においても、以下のとおりの原告本人尋問を実施すべきであり、原告らはその申請を予定しています。

(2) 原告らは、本件訴訟において、下記のとおり、原告14名の本人尋問を申請する予定です。

① 原告築城昭平（甲D3号証）－直接被爆者－

【立証趣旨】原告築城昭平は18歳の時に直接被爆した者であるところ、その直接的な悲惨な被爆体験及び被爆による当時の凄惨な状況、ならびに、自らの身体への原爆症の影響などを証明し、さらには、新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

② 原告早崎猪之助（甲D99号証）－直接被爆者－

【立証趣旨】原告早崎猪之助は14歳の時に直接被爆した者であるところ、その被爆直後の凄惨な状況（被爆した人々の死に至るまでの凄惨を極める状況等）及び被爆による自らの身体への影響などを証明し、さらに、新安保法制の制定によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

③ 原告森内實（甲D118号証）－直接被爆者－

【立証趣旨】原告森内實は8歳の時に直接被爆した者であるところ、その家族の悲惨な被爆体験及び被爆による自らの又家族たちの身体への影響などを証明し、さらには、新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

④ 原告熊江雅子（甲D21号証）－戦争体験者・引揚者－

【立証趣旨】原告熊江雅子は8歳の時に終戦を迎えた満州からの引揚者であるところ、九死に一生を得ながら満州から引き揚げてきたその戦争体験の内容、原告熊江雅子が元教員であり平和教育に力を入れてきたこと等を証明し、さらには、新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

⑤ 原告西川末則（甲D26号証）

【立証趣旨】原告西川末則は元海上自衛官であった者であるところ、自衛官は日本を守るためには命をかける覚悟ではあるものの、外国のために戦死するなど想像だにしていなかったこと、新安保法制法の制定によって自衛隊が外国の戦争に巻き込まれ、多くの自衛隊の仲間の命が奪われるかと思うと精神的に堪えられないのであり、元海上自衛官のその深刻な思いを証明するものであります。

⑥ 原告阪口ひろ子（甲D1号証）－被爆二世－

【立証趣旨】原告阪口博子は被爆2世であるところ、同女の両親の家族の多くが原爆で死亡したこと、母の悲惨な被爆体験を聞いて育ったこと、

及びその被爆による母の身体への影響などを証明し、さらには、新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

⑦ 原告平野伸人（甲D5号証）－被爆二世－

【立証趣旨】原告平野伸人が被爆二世であるところ、同人の家族の悲惨な被爆体験及び被爆による犠牲の内容、同人の戦後体験などを証明し、さらには、新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

⑧ 原告関口達夫（甲D23号証）－ジャーナリスト－

【立証趣旨】原告関口達夫は長年NBC長崎放送に勤務し、その報道に携わってきた者であるところ、その過程において30年間にわたりジャーナリストとして非戦・平和を訴えてきたこと及びその思いを証明し、新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

⑨ 原告今川正美（甲D25）－基地反対・平和運動家－

【立証趣旨】原告今川正美が米海軍や自衛隊を擁する佐世保で生まれ育ち、現在も居住している者であり、また、佐世保地区労で30数年間にわたり基地反対、平和運動を続けてきた者であるところ、新安保法制法の制定によって佐世保市の自衛隊は米軍の朝鮮半島等での戦争に巻き込まれるおそれがあること、そのことによって佐世保市民は、他の日本の地域民よりも戦争被害を被る確率が高くなっていることを証明し、さらに、安保法制が存在すること自体によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

⑩ 原告大藪朝祥（甲D22号証）－牧師－

【立証趣旨】原告大藪朝祥は日本基督教団長崎飽之浦協会の牧師であるところ、日本基督教団が戦前の戦争推進に協力した宗教団体であることから、

そのことの反省の上に立って新安保法制法によるわが国の戦争加担を阻止すべく本件訴訟に原告として参加したこと及びその思いを証明し、さらには、神職者として新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）などを立証するものであります。

⑪ 原告戸田清（甲D19号証）－大学教職員－

【立証趣旨】原告戸田清がガルトゥング平和学をベースとする平和学をライフワークとしている長崎大学の教職者であるところ、同人が長崎大学の「平和講座」で科目責任者をするなど平和教育に密接に携わってきたこと、そのことにより育まれ大きくなった平和や憲法への同人の思いを証明し、さらには、それだけに新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛が甚大であること、その内容（同法制定に対する思いも含む）を証明するものであります。

⑫ 原告奥真一郎（甲D18号証）－子の親として－

【立証趣旨】原告奥真一郎は幼い娘の父親であるところ、新安保法制法の制定によって幼い娘の将来を慮り、その不安に苛まれる日々を送っていることを証明し、さらには、それにより被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

⑬ 原告上村祥子（甲D20）－主婦－

【立証趣旨】原告上村祥子は主婦であるが、「小ヶ倉・ダイヤモンド地区平和学習会」を開催する等して戦争や平和を学ぶにつけ、新安保法制法は日本を戦争にいざない、若者を戦争に駆り立てる契機になるとの危機感を覚えて訴訟に参加したことを証明し、さらに、新安保法制法の制定によって被った精神的苦痛の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

⑭ 原告川原重信（甲D24号証の1、2）－元地方公務員－

【立証趣旨】原告川原重信が元長崎県職員であり、知的障害を有する長男が

いるものであるところ、新安保法制の制定によって日本が戦争のできる国になってしまうと障害をもつ子供たちが生きにくい又生きていけない社会になることを非常に恐れていること等を証明し、さらに、そのことによって被った精神的被害の内容（同法制定に対する思いも含む）を立証するものであります。

4. 立証計画（特に「人証申請」）にかかる原告らの方針

- (1) 上述のような安保法制違憲訴訟の全国状況を見る限り、長崎地裁における本件国賠訴訟においても、証人尋問申請にかかる上記専門家証人4名（朝長万左男、宮崎礼壹、前田哲男、飯島滋明）は是非とも採用していただき、本法廷において裁判官が直接その証言を聴いていただきたい。確かに、宮崎礼壹氏については前橋地裁で証人尋問が行われ（横浜地裁でも近く証人として尋問される予定）、原告らもその証人調書を本法廷に証拠として提出してはいるものの、その証言内容・供述内容の重要性からすれば、何としても長崎地裁の法廷において直接証言していただき、裁判所の判断の一助としていただきたいと考えています。
- (3) 原告本人尋問については、本訴訟において意見陳述をした被爆者原告の谷口稜曄氏や中島正徳氏が既にご逝去され、また、山田拓民氏が尋問に耐えられなくなった健康状態にあることから、築城昭平氏、早崎猪之助氏、森内實氏の3名の直接被爆者の尋問を求めます。また、本件長崎国賠訴訟は、被爆者のみならず、被爆二世、被爆体験者、そのほかの戦争体験者、一般の市民などによって原告らが構成されていることから、上記のとおり、直接被爆者3名のほかに、それぞれの立場から11名の原告らの本人尋問を求めるものであります。

以上